

協議第 28 号

広域化時の管理監督者の配置について

次の調整結果について協議を求める。

平成 23 年 12 月 22 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	<ol style="list-style-type: none">1 広域化時の組織・機構に基づき、業務の内容、質及び量等を考慮し、適材適所で管理監督者を配置する。2 広域化時の消防署所における管理監督者の配置は、地域の実情に精通した職員を配置する。
---------	---

(調整理由)

- 1 管理監督者の配置について
 - ・ 消防組織の特性や職員構成等を念頭に管理監督者数を定める必要がある。
 - ・ 円滑な消防行政の運営を推進するためには、業務の内容及び継続性等を考慮する必要がある。
 - ・ 職員の意欲、適性、能力などを考慮し、人事評価結果や自己申告を活用した適材適所の配置とすることが望ましい。
- 2 消防署所の管理監督者ポストについて
 - ・ 円滑な広域化を図るには、これまで培ってきた消防団や自主防災組織等との緊密な関係を広域化後も継承する必要があることから、広域化時は、地域の実情を熟知した職員を以って消防署所の管理監督者に充てることが望ましい。

(協議第28号 広域化時の管理監督者の配置について) 関係資料

管理監督者の配置 (案) 【広域化時】

(単位:人)

部・署	課	署所・係	消防長 副消防長 署長	副署長 課長	副課長	係長	備考
消防本部			2				
	消防総務課	総務係、企画係		1	1	1	副課長が係長事務取扱
	広域調整課	広域調整係、消防団係		1	1	1	副課長が係長事務取扱
	予防課	予防係、指導係、危険物係		1	1	3	
	警防課	警防係、装備係		1	1	2	
	救急救命課	救急救命係		1	1	1	副課長が係長事務取扱
	情報指令課	情報係、指令第1・2係		1	2	3	
	小 計		2	6	7	10	
小田原消防署			1				
	消防課			1	1		
		消防係				1	
	警備第1課			1	2		うち副課長1名は南町分署に配置
		小田原消防署 警備第1係				4	指揮担当、救急担当、救助担当
		南町分署 警備第1係				3	救急担当、救助担当
		荻窪出張所 警備第1係				2	救急担当
		国府津出張所 警備第1係				2	救急担当
		栢山出張所 警備第1係				2	救急担当
		西大友出張所 警備第1係				1	
		真鶴出張所 警備第1係				1	
	警備第2課			1	2		うち副課長1名は南町分署に配置
		小田原消防署 警備第2係				4	指揮担当、救急担当、救助担当
		南町分署 警備第2係				3	救急担当、救助担当
		荻窪出張所 警備第2係				2	救急担当
		国府津出張所 警備第2係				2	救急担当
		栢山出張所 警備第2係				2	救急担当
		西大友出張所 警備第2係				1	
		真鶴出張所 警備第2係				1	
	小 計		1	3	5	31	
足柄消防署			1				
	消防課			1	1		
		消防係				1	
	警備第1課			1	2		うち副課長1名は松田分署に配置
		足柄消防署 警備第1係				3	指揮担当、救急担当
		松田分署 警備第1係				3	救急担当、救助担当
		中井出張所 警備第1係				2	救急担当
		山北出張所 警備第1係				2	救急担当
		岡本出張所 警備第1係				1	
	警備第2課			1	2		うち副課長1名は松田分署に配置
		足柄消防署 警備第2係				3	指揮担当、救急担当
		松田分署 警備第2係				3	救急担当、救助担当
		中井出張所 警備第2係				2	救急担当
		山北出張所 警備第2係				2	救急担当
		岡本出張所 警備第2係				1	
	小 計		1	3	5	23	
合 計			4	12	17	64	

【現状の管理監督者数】

小田原市	消防長、副消防長	署長、課長、副署長	副課長	係長	計
	8級	7級	6級	5級	
	3	6	7	18	34
足柄消防(組)	消防長、次長 署長、参事・参与	課長、課長補佐 分署長、分遣所長	主幹	副主幹	計
	8級	7級	6級	5級	
	3	22	42	12	79